

訪問看護ステーションあらかわ運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人あらかわ医院が開設する訪問看護ステーションあらかわ（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者等に対し適正な事業を行うことを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たってステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たってステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活介護機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 ICT（情報通信技術）を活用し、効率的かつ質の高い情報共有を行う。
- 5 医療安全および感染対策を徹底し、適切なサービス提供を行う。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名 称：訪問看護ステーションあらかわ
- ② 所在地：愛知県尾張旭市大久手町中松原114-1 あらかわ医院南院3階

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

（1）管理者 1名

管理者は、ステーションの従事者の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

（2）看護職員等 2.5人以上（常勤換算）

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。

（3）理学療法士等は、専門職としての職能を発揮し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次の通りとする。

- ① 営業日：月曜日から金曜日および土曜日（午前）とする。
但し、国民の祝日および法人夏季休業日（5日間）、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間：月曜から金曜日の午前9時00分から午後5時00分まで。
土曜日の午前9時00分から午後12時00分までとする。
- ③ 緊急時等：電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次の通りとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等、日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他、医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスであるときには介護報酬告示上の額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その地域を超えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は1kmあたり100円を徴収する。

3 死後の処置については、事前説明で同意を得られた場合は保険対象外の処置として次の額を徴収する。 死後の処置料 10,000円（税込）

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、尾張旭市全域、瀬戸市今池町、瀬戸市追分町、瀬戸市上松山町、瀬戸市ききょう台、瀬戸市北松山町、瀬戸市北みずの坂、瀬戸市北山町、瀬戸市北脇町、瀬戸市共栄通、瀬戸市效範町、瀬戸市さつき台、瀬戸市城屋敷町、瀬戸市水南町、瀬戸市すみれ台、瀬戸市田端町、瀬戸市西寺山町、瀬戸市西本地町、瀬戸市西松山町、瀬戸市西山町、瀬戸市はぎの台、瀬戸市東寺山町、瀬戸市東松山町、瀬戸市東山町、瀬戸市

ひまわり台、瀬戸市ふじの台、瀬戸市孫田町、瀬戸市松原町、瀬戸市みずの坂、瀬戸市南山町、瀬戸市やまて坂、瀬戸市ゆりの台、名古屋市守山区青山台、名古屋市守山区泉が丘、名古屋市守山区上志段味、名古屋市守山区吉根、名古屋市守山区笹ヶ根、名古屋市守山区下志段味、名古屋市守山区鼓が丘、名古屋市守山区花咲台及び名古屋市守山区百合が丘とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護実施中に利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について看護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ ステーションにおいて、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体的拘束等の適正化の推進)

第11条

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(感染症対策)

第12条

- ① 標準予防策を徹底する
- ② 感染症発生時の対応手順を整備する
- ③ 法人と連携し、年2回以上の研修を実施する

(業務継続計画 (BCP))

第 13 条

- ① 災害時および感染症発生時の事業継続計画を策定する
- ② 定期的に見直しおよび訓練を実施する

(安全管理：事故発生時の対応等)

第 14 条

- ① 医療安全管理責任者を配置し、安全管理の体制を確保する。
- ② インシデント・事故の報告および分析体制を整備する。
- ③ 再発防止策を講じる。
- ④ 安全管理に関する研修を年 1 回以上実施すること。

(ハラスメント対策)

第 15 条

- ① 利用者およびその家族等からの暴言、暴力、セクシュアルハラスメントその他の不適切行為に対しては、組織として対応する。
- ② ハラスメント発生時には、速やかに管理者へ報告し、記録を作成する。
- ③ 必要に応じて主治医、関係機関と連携し、サービス提供体制の見直しを行う。
- ④ 職員に対し、ハラスメント防止に関する研修を実施する。
- ⑤ 重大な事案については、サービス提供の中止または契約の見直しを行う場合がある。

(医療DXおよび情報連携)

第 16 条

- ① 電子カルテ等の ICT を活用し、適切に記録および情報共有を行う。
- ② 医療機関および関係事業所とオンライン等により連携する。
- ③ オンライン資格確認等システムを活用する。
- ④ 個人情報の適正管理および情報セキュリティ対策を講じる。

(その他の運営についての留意事項)

第 17 条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修：採用後 1 カ月以内
 - ② 質向上継続研修：月 1 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人あらかわ医院とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は西暦2023年2月1日から施行する。

附則（西暦2024年4月1日改正）

(施行期日)

第1条 この規程は西暦2024年4月1日から施行する。

附則（西暦2026年6月1日改正）

(施行期日)

第1条 この規程は西暦2026年6月1日から施行する。